

○無線局免許手続規則の規定により簡易な免許手続を行うことのできる無線局を定める件(昭和三十六年郵政省告示第百九十九号)の一部を改正する件新旧対照案文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>一 現に免許を受けている無線局を廃止して当該無線局の無線設備をそのまま継続使用して他の無線局を開設しようとする場合であつて、開設しようとする無線局が次の各号に掲げる条件に適合するもの</p> <p>1 無線設備の設置場所(船舶局、無線航行移動局及び航空機局以外の移動する無線局については、その無線局の常置場所を管轄する総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。))の管轄区域とする。以下同じ。)が現に免許を受けている無線局の無線設備の設置場所と同一であること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 現に免許を受けている無線航行移動局を廃止して当該無線航行移動局の無線設備をそのまま継続使用するとともに他の無線設備を追加して船舶局を開設する場合であつて、開設しようとする船舶局が次の各号に掲げる条件に適合するもの</p> <p>1 無線設備の設置場所が現に免許を受けている無線航行移動局の無線設備の設置場所と同一であること。</p> <p>2 現に免許を受けている無線航行移動局の無線設備の全部又は一部を使用するものであること。</p> <p>3 追加される無線設備は、法第四条第二号の適合表示無線設備であること。</p>	<p>一 現に免許を受けている無線局を廃止して当該無線局の無線設備をそのまま継続使用して他の無線局を開設しようとする場合であつて、開設しようとする無線局が次の各号に掲げる条件に適合するもの</p> <p>1 無線設備の設置場所(船舶局及び航空機局以外の移動する無線局については、その無線局の常置場所を管轄する総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。))の管轄区域とする。以下同じ。)が現に免許を受けている無線局の無線設備の設置場所と同一であること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>二 (略)</p>

四~五 (略)

四~五 (略)